

様式第1号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

平成25年11月27日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 全国鍍金工業組合連合会
住所 〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館206号室
代表者の氏名 会長 栗原 敏郎

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第1条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記



1 共同行為の主体に関する事項

(フリガナ)	ゼンコクメッキコウギョウクミアイレンゴウカイ
(1) 名称又は氏名	全国鍍金工業組合連合会
(2) 事務上の連絡先	住所 〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館206号室 電話番号 03-3433-3855 部署・担当者名 全国鍍金工業組合連合会 専務理事 近藤 隆義
(3) 参加事業者等の概要	沖縄県除く46都道府県において電気めっき業を営む事業者
(4) 業種	☒ 1 製造業 (電気めっき業 (日本標準産業分類 2464)) ☐ 2 卸売業 (業) ☐ 3 小売業 (業) ☐ 4 サービス業 (業) ☐ 5 その他 (業)
(5) 設立に係る根拠法 (事業者団体の場合)	中小企業団体の組織に関する法律
(6) 参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることの確認	① 参加しようとする事業者の数 名 うち3分の2以上が中小事業者である ☐ はい ☐ いいえ ② 参加しようとする事業者団体 (当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。) の数 25団体 全ての参加事業者団体 (当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。) において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である ☒ はい ☐ いいえ

2 共同行為の内容に関する事項

(1) 共同行為の対象とする商品又は役務	めっき加工(他の業者の所有に属する原材料にめっき加工処理を行って加工賃を受取る賃加工を含む)
(2) 共同行為の内容	☒ 1 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定 (めっき加工) ☐ 2 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定 () ☐ 3 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定〔切上げ、切捨て、四捨五入、その他 単位 円〕 () ☐ 4 その他〔具体的に 〕 ()
(3) 共同行為の実施期間	平成26年 4月 1日～平成29年 3月31日 ※
(4) 共同行為の実効を確保するための手段	☒ 1 有 → 〔具体的に 違反者には注意を行う〕 ☐ 2 無

※ 共同行為の実施期間について

転嫁・表示カルテルの実施期間の終了日を平成29年3月31日とする転嫁・表示カルテルの届出書を平成27年4月1日より前に公正取引委員会に提出している場合は**当該届出書に記載された転嫁・表示カルテルの実施期間の終了日を平成33年3月31日とみなすことと改正しています。**

《参考》

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則(平成25年公正取引委員会規則第4号)

附則 共同行為の実施期間の終了日に関する経過措置 2 及び 3

https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/hourei_tenkataisaku/todokedekouhyou.html